

## (近代食堂3月号原稿)

### “続発する鳥インフルエンザ”対応処置は？

外食産業においても、鶏肉や鶏卵の重要性は非常に高い。焼肉店では、ユッケやビビンバのトッピングに鶏卵が使用されているし、ダッカルビ等に鶏肉がよく使われている。牛肉や豚肉に比べ比較的安価で、新鮮な物がいつでも手に入る。しかし、このいつもの情景に大きな異変が起きるかもしれない事を読者の皆様はお気づきであろうか？

異変とは、“鳥インフルエンザ”の事である。中国や東南アジアなど海外では感染して死者まで出しているが、我国では今までのところ宮崎や岡山で発生した鳥インフルエンザは、関係者の日夜の努力で封じ込めに成功しつつある。そのため、供給については、それほど問題は発生していない。また、心配された風評被害も、報道機関や消費者の冷静な対応により軽微と言えよう。

しかし、これからの事を考えると、大丈夫とばかりも言っていない状況である事も知っておく必要がある。今回は、現実に発生しつつある鳥インフルエンザとその背景について解説して行きたい。

昨年11月下旬から今年1月にかけて韓国全羅北道や忠清南道で数件の強毒性鳥インフルエンザが発生している。我国でも同様な事態が起こる事が非常に心配されていたが、とうとう恐れていた事が、現実となってしまった。

すなわち本年1月11日に宮崎県清武町で鶏の大量死があり、高病原性鳥インフルエンザ(強毒性、H5N1亜種)と確認され、半径10キロ内で鶏や卵などの移動が禁じられた事で、16の養鶏場で計33万羽が影響を受けたのに続いて農水省と宮崎県は60キロ離れた宮崎県日向市の養鶏場でも1月23日に5万羽を飼育している養鶏場でもブロイラー数百羽が死に同じく高病原性鶏インフルエンザである事が、1月25日に確認されたと発表した。

ブロイラー飼育羽数が全国一の宮崎県での発生だったため、県の対応はさすがに迅速で、東国原(そのまんま東)新知事の陣頭指揮を得て初動防疫体制も早期に整ったため一応の沈静を見たのは何よりであった。ところが、事態はこれで終わらなかったのである。

宮崎県での鳥インフルエンザのホトボリが未ださめやらぬ1月27日に今度は岡山県高梁市の養鶏場で発生、半径10キロ18農場の95万羽の移動が禁止された後、30日には再び宮崎

県新富町で9万3000羽が隔離されるとともに周囲107農場の約350万羽が相次いで影響を受けている。

これら頻発する鳥インフルエンザの発生は、感染ルートが別々の可能性が高く、例え発生地ですら封じ込めても、感染が拡大するという状況に関係者の間には一様に困惑が広がっている。

この一連の鳥インフルエンザウィルスが、どの地域由来のものなのかは、遺伝子情報の解析結果が出るのを待たねばならないが、報道によると上述の韓国での鳥インフルエンザウィルスが、昨年5月に発生した中国青海省のものと同じ遺伝子グループだったと研究機関で確認されている。従って今回の宮崎や岡山の例も恐らく同じウィルスが、中国または韓国より渡り鳥によって伝播したものと考えても不自然では無い。

なお、このウィルスはロシア、モンゴル、中央アジアで発見されたH5N1亜種と同じグループといわれているが、同じH5N1亜種であってもインドネシア・タイ・ベトナム等東南アジアで発生した人への感染が確認され多数の患者が死亡するなど、大きな問題になっているウィルスとは異なるという。(ただし、昨年中国安徽省において人への感染が報告されているので、東南アジアのウィルスとは異なるとは言え、注意が必要であることは言うまでも無い)

国内では、2004年に山口、大分、京都の3府県で強毒性のH5N1亜種の鳥インフルエンザが確認された事があり、2005年6月に茨城県で確認されたのは弱毒性のH5N2型だった。

さて、今回は一応ウィルス封じ込めに成功したのだが、今後の事を考えると心配な点はまだまだある。鳥インフルエンザウィルスは、渡り鳥によってユーラシア大陸から運ばれて来る事が最大の原因と言われているが、飛来する鳥が300種類近くもあることや、野鳥の国際保護の点から言ってもシャットアウトする事は不可能である。つまり、インフルエンザウィルスの我国への伝播を完全に防ぐ事はまず不可能といえる。

そのため隣国において鳥インフルエンザが発生した場合に過去の事例や今回の宮崎や岡山の事例の如く、また国内のどこかで発生する可能性がある。その地域については、当然大陸や朝鮮半島に近い九州・中四国のリスクが高いが、東日本の各地でも危険であることに違いはない。我国においては、どの地域も鳥インフルエンザの脅威にさらされているといっても過言ではない。

このような状態の中で、最悪の事を考えておかなければならないと思っているのは、筆者一人では無いはずだ。2004年2月の京都府で発生した鳥インフルエンザ(強毒性H5N1

亜種)の時や 2005 年 6 月に茨城で発生した鳥インフルエンザ(弱毒性 H 5 N 2)を思い出して欲しい。 どちらのケースも逮捕者を出したが、京都府の場合は隣県の兵庫県等まで生きた鶏が搬入され感染を拡大したし、茨城県のように検体をすり替えて検査を妨害するケースまで発生した。 つまり故意または過失によって、不幸にも鳥インフルエンザウィルスがアウトブレイク(蔓延)する可能性が否定できないのである。

この様な中、2005 年茨城県での発生を受け、同年 7 月に日本鶏卵生産者協会と日本養鶏協会では、最も効果的な予防策としてイタリア同様に常在疾病としてワクチンの接種を求めているが、ウィルスの清浄状態の証明が困難だとして、農水省では摘発淘汰(感染家禽類の殺処分による局地的封じ込め)を選択し現在にいたっている。

筆者の個人的見解としては、鳥インフルエンザが渡り鳥によってもたらされる以上、その根絶が我国だけの対応のみでは困難な状況から、摘発淘汰のみの対応では養鶏・鶏卵業者に将来に渡って大きな経済的損失と負担をかけるばかりではないかと考える。

輸入ワクチンにたよらず、早急に国内でのワクチンの大量製造を進めるとともに、平成 15 年 3 月のオランダでの鳥インフルエンザ蔓延が、放し飼い農場からだった事をふまえて、放し飼い農場、開放鶏舎、学校、動物園、ペット等に対して、予防的なワクチンの使用に踏み切る事が必要ではないだろうか。

ワクチン使用について議論があるのは承知しているが、学校やペットなどから人に感染してからでは遅すぎるのである。庭先で飼育しているペット等の感染は大都市圏内でも発生する可能性があり、その場合、隣接地域の消毒や半径 10 k m 移動制限などどのようにするのであろうか？

家庭消費率も高い食肉なだけに専門家の多くは、「流通している鶏肉や鶏卵には全く問題が無く消費者は安心して良い」と冷静な対応を呼びかけているが、何と云っても我国において、鳥インフルエンザの蔓延から、子供や一般の人への感染など最悪の事態になってから対応し、後手にまわるようになるのだけは避けなければならないのである。

万が一にも人への感染が発生し社会問題になった場合は、風評被害どころの騒ぎでは無いはずだ。 養鶏・採卵業界のみならず外食・量販も含めてはかり知れない打撃となる事は間違いない。 この問題が、B S E 問題以上に深刻な要素を含んでいると考えているのは筆者だけであらうか。

ミートジャーナリスト・コンサルタント

高橋 寛